

## 株式会社グッド・アイズ建築検査機構 確認検査業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「株式会社グッド・アイズ建築検査機構確認検査業務規程」(以下、「業務規程」という。)に基づき、株式会社グッド・アイズ建築検査機構(以下、「good・eyes」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 業務規程第17条に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、別表第1に定めるとおりとする。

2 確認申請に係る建築計画において、別表第2に掲げる設計方法等による場合の手数料の額は、同表に定める額を第1項の規定による手数料の額に加算した合計額とする。

3 第1項の規定により適用する別表第1の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合(次4号に掲げる場合を除く。) 当該建築に係る建築物の延べ床面積

(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認済証又は中間検査合格証の交付をgood・eyes以外の者から受けている場合 当該建築に係る建築物の延べ床面積

(3) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認済証又は中間検査合格証の交付をgood・eyesから受けている場合 当該計画の変更に係る部分の床面積

(4) 建築物を増築、改築、移転、大規模の修繕、若しくは大規模の模様替え(以下、「増築等」という)する場合

イ 同一棟の増築等(既存建築物をエキスパンションジョイント等で接している場合)においては、当該増築等に係る部分の床面積の数値に、既存建築物の床面積に二分の一(但し、上限を2,000㎡とする)を乗じた数値を加えた合計の面積

ロ 別棟の増築等においては、当該増築等に係る部分の床面積

(5) 建築物を用途変更する場合 当該用途変更に係る部分の床面積

(6) 既存建築物の部分と合わせて別表第2に掲げる設計方法等による増築等あるいは用途変更の確認申請に係る手数料は、既存建築物の部分を含む当該設計方法等が適用される建築物の部分の床面積の合計を対象床面積として、前2項の規定を適用する。

4 good・eyesが確認審査中であった建築物の計画を取り下げて、概ね同一の計画を再申請する場合、当該申請に係る部分の床面積の二分の一を乗じた面積に応じて、別表第1並びに別表第2を適用する。

(建築設備に関する確認の申請手数料)

第3条 業務規程第17条(昇降機以外の建築設備については、法第87条の2第1項において準用する場合に限る。)に規定する建築設備(小荷物専用昇降機を除く。以下同じ。)の確認の申請に係る手数料の額は、一の建築設備につき、別表第7(1)に定めるとおりとする。

2 業務規程第17条に規定する小荷物専用昇降機に関する確認の申請に係る手数料の額は、一の小荷物専用昇降機につき、別表第7(1)に定めるとおりとする。

(工作物に関する確認の申請手数料)

第4条 業務規程第17条に規定する工作物の確認の申請に係る手数料の額のうち、令第138条第1項に規定する工作物(以下、「指定工作物等」という。)並びに令第138条第2項に規定する工作物(以下、「遊戯施設等」という。)に関しては、一の工作物につき、別表第8(1)に定めるとおりとする。

2 業務規程第17条に規定する工作物の確認の申請に係る手数料の額のうち、令第138条第3項第1号に規定する工作物

(以下「製造施設等」という。)に関しては、別途見積を必要とする。

- 3 業務規程第17条に規定する工作物の確認の申請に係る手数料の額のうち、令第138条第3項第2号に規定する工作物である自動車車庫に関しては、第2条の規定中、「床面積の合計」とあるのを「築造面積」と読み替えて同条を準用する。この場合において、別表第1の適用については第Ⅲ類に属するものとする。

(建築物に関する中間検査の申請手数料)

第5条 業務規程第27条に規定する建築物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件につき、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 直前の確認済証の交付をgood・eyesから受けた建築物の場合、別表第3に定めるとおりとする。
- (2) 前号以外の場合、別表第3に定める額の3割増(千円未満切捨て)とする。
- (3) 法第7条の3第1項第1号に規定する特定工程は全工区(2工区目以降はコンクリート打設工区毎の対象面積)が対象となる。

(建築設備に関する中間検査の申請手数料)

第6条 業務規程第27条(昇降機以外の建築設備については、法第87条の2第1項において準用する場合に限る。)に規定する建築設備に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、一の申請に係る建築設備につき、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 直前の確認済証の交付をgood・eyesから受けた一の申請に係る建築設備の手数料の額は、別表第7(2)に定めるとおりとする。
- (2) 前号以外の場合、別表第7(2)に定める額の3割増(千円未満切捨て)とする。
- 2 業務規程第27条に規定する小荷物専用昇降機に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、一の申請に係る小荷物専用昇降機につき、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 直前の確認済証の交付をgood・eyesから受けた一の申請に係る小荷物専用昇降機の手数料の額は、別表第7(2)に定めるとおりとする。
  - (2) 前号以外の場合、別表第7(2)に定める額の3割増(千円未満切捨て)とする。

(工作物に関する中間検査の申請手数料)

第7条 業務規程第27条に規定する工作物に関する中間検査の申請に係る手数料の額のうち、指定工作物等並びに遊戯施設等に関しては、一の工作物つき、次の各号に定める通りとする。

- (1) 直前の確認済証の交付をgood・eyesから受けた工作物の手数料の額は、別表第8(2)に定めるとおりとする。
- (2) 前号以外の場合、別表第8(2)に定める額の3割増(千円未満切捨て)とする。
- 2 業務規程第27条に規定する工作物に関する中間検査の申請に係る手数料の額のうち、製造施設等に関しては、別途見積を必要とする。
- 3 業務規程第27条に規定する工作物に関する中間検査の申請に係る手数料の額のうち、工作物である自動車車庫に関しては、別表第3の規定中、「床面積の合計」とあるのを「築造面積」と読み替えて第5条を準用する。

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

第8条 業務規程第33条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能適合性判定(以下、「省エネ判定」という。)を受けない建築物の場合
  - イ 直前の確認済証又は直前の中間検査合格証の交付をgood・eyesから受けた建築物の場合、別表第4に定めるとおりとする。
  - ロ 確認申請時にホームエレベータが併願された建築物の場合は、前号による手数料の額に別表第5に定める額を加算した合計額とする。
  - ハ 直前の確認済証又は直前の中間検査合格証の交付をgood・eyes以外から受けた建築物の場合、前各号による

額の3割増(千円未満切捨て)とする。

(2) 省エネ判定を受けた建築物の場合

イ 直前の確認済証又は直前の中間検査合格証の交付をgood・eyesから受け、かつ省エネ判定をgood・eyesから受けた建築物の場合、別表第4に定める額に別表第6に定める額を加算した合計額とする。

ロ 前号以外の場合、前号による額の5割増(千円未満切捨て)とする。

- 2 建築物を建築した場合(増築等した場合を除く。)にあつては、別表第4における床面積は、当該建築に係る部分の床面積とする。
- 3 建築物を増築等した場合にあつては、別表第4における床面積は、第2条第3項(4)にて算定した面積とする。
- 4 完了検査において、確認を受けた計画を変更したことによる追加説明書の提出があつた場合における書類の審査の手数料(追加説明書審査手数料)は、当該計画の変更に係るものとして算定した手数料の額と同額を適用する。
- 5 追加説明書の審査の結果、申請に係る建築物の再検査を行うこととなる場合に追加する手数料の額は、当該申請に当たって算出した手数料の額の二分の一の額とする。

(建築設備に関する完了検査の申請手数料)

第9条 業務規程第33条に規定する建築設備(昇降機以外の建築設備については、法第87条の2第1項において準用する場合に限る。)に規定する建築設備に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、一の申請に係る建築設備につき、次の各号に定めるとおりとする。

(1)直前の確認済証又は直前の中間検査合格証の交付をgood・eyesから受けた一の申請に係る建築設備の手数料の額は、別表第7(3)に定めるとおりとする。

(2)前号以外の場合、別表第7(3)に定める額の3割増(千円未満切捨て)とする。

2 業務規程第33条に規定する小荷物専用昇降機に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、一の申請に係る小荷物専用昇降機につき、次の各号に定めるとおりとする。

(1)直前の確認済証又は直前の中間検査合格証の交付をgood・eyesから受けた一の申請に係る小荷物専用昇降機の手数料の額は、別表第7(3)に定めるとおりとする。

(2)前号以外の場合、別表第7(3)に定める金額の3割増(千円未満切捨て)とする。

- 3 完了検査において、確認を受けた計画を変更したことによる追加説明書の提出があつた場合における書類の審査の手数料(追加説明書審査手数料)は、当該計画の変更に係るものとして算定した手数料の額と同額を適用する。
- 4 追加説明書の審査の結果、申請に係る建築設備の再検査を行うこととなる場合に追加する手数料の額は、当該申請に当たって算出した手数料の額の二分の一の額とする。

(工作物に関する完了検査の申請手数料)

第10条 業務規程第33条に規定する工作物に関する完了検査の申請に係る手数料の額のうち、指定工作物等並びに遊戯施設等に関しては、一の工作物につき、次の各号に定める通りとする。

(1)直前の確認済証の交付をgood・eyesから受けた工作物の手数料の額は、別表第8(3)に定めるとおりとする。

(2)前号以外の場合、別表第8(3)に定める額の3割増(千円未満切捨て)とする。

2 業務規程第33条に規定する工作物に関する中間検査の申請に係る手数料の額のうち、製造施設等に関しては、別途見積を必要とする。

3 業務規程第33条に規定する工作物に関する中間検査の申請に係る手数料の額のうち、工作物である自動車車庫に関しては、第8条の規定中、「床面積の合計」とあるのを「築造面積」と読み替えて同条を準用する。

4 完了検査において、確認を受けた計画を変更したことによる追加説明書の提出があつた場合における書類の審査の手数料(追加説明書審査手数料)は、当該計画の変更に係るものとして算定した額手数料と同額を適用する。

5 追加説明書の審査の結果、申請に係る工作物の再検査を行うこととなる場合に追加する手数料の額は、当該申請に当たって算出した手数料の額の二分の一の額とする。

(検査に係る出張費)

第11条 中間検査、完了検査のために確認検査員等の職員が出張する場合、第5条から前条までの手数料の額に、別に定める「株式会社グッド・アイズ建築検査機構確認検査業務出張費規程」により計算した額を加算する。(但し、good・eyesが検査を行う建築物と同一敷地内にある建築設備又は工作物で、当該建築物と同日に検査を行うものは除く。)

(土曜、日曜及び祭日の検査)

第12条 中間検査、完了検査を土曜、日曜及び祭日に行う場合には、第5条から第10条までの手数料の額に、30,000円を加算する。

(各種届出に関する手数料)

第13条 各種届出の受付処理に関する手数料の額は、次の各号に定める場合について、届出一件につき、別表第9(1)に定めるとおりとする。

(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更等手数料)

第14条 建築基準法施行規則第3条の2に規定する計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更を行う軽微な変更説明書(追加検討による場合を含む。)に係る手数料の額は、別表第9(2)に定めるとおりとする。

(あらかじめ検討による手数料の割増)

第15条 あらかじめ検討による手数料の割増は、別表第2に定めるとおりとする。

(別途手数料)

第16条 good・eyesが確認済証、中間検査合格証、又は検査済証を再交付する場合の手数は、1通につき10,000円とする。

2 中間検査、完了検査のいずれかの場合において、検査実施の日時の変更を検査日の当日に行った場合には検査手数料の全額を、検査日の前日の営業時間内に行った場合には検査手数料の二分の一の額を徴収する。

3 申請物件において審査請求や民事訴訟となった場合には、別途手数料を必要とする。

(手数料の増額又は減額)

第17条 手数料の増額又は減額を行う場合には、改定後の額とその理由、適用時期についてあらかじめウェブサイトへの掲載その他適切な方法によって公表を行う。

2 次の各号のいずれかにおいて、手数料を減額することができるものとする。

(1) 確認申請、中間検査(必要に応じて)、完了検査手数料を一括で支払う場合

(2) 年間受注件数に応じて包括契約を結んだ場合

(3) その他確認検査業務が効率的に実施できる等を総合的に判断し、実費等その他の事情を勘案し認められる場合

(規程に定めのない事項の取扱い)

第18条 本規程に定めのない手数料の額については、別途協議し定めることができる。

(手数料等の返戻)

第19条 収納した確認検査手数料は返戻しない。ただし、good・eyesの責めに帰すべき事由により確認検査業務が実施できなかった場合には、建築主へ返戻する。

(附則)

この規程は、平成17年11月1日より施行する。

(平成18年3月31日改訂附則)

この改訂後の規程は、平成18年4月1日より引受けたものより施行する。

(平成18年9月1日改訂附則)

この改訂後の規程は、平成18年9月1日より引受けたものより施行する。

(平成19年10月20日改訂附則)

この改訂後の規程は、平成19年11月1日より引受けたものより施行する。

(平成20年1月31日改訂附則)

この改訂後の規程は、平成20年2月1日より引受けたものより施行する。

(平成20年6月20日改訂附則)

この改訂後の規程は、平成20年6月20日より引受けたものより施行する。

(平成20年8月30日改訂附則)

この改訂後の規程は、平成20年9月1日より引受けたものより施行する。

(平成21年3月30日改訂附則)

この改訂後の規程は、平成21年4月1日より引受けたものより施行する。

(平成22年5月31日改訂附則)

この改訂後の規程は、平成22年6月1日より引受けたものより施行する。

(平成22年7月31日改訂附則)

この改訂後の規程は、平成22年8月1日より引受けたものより施行する。

(平成25年8月31日改訂附則)

この改訂後の規程は、平成25年9月1日より引受けたものより施行する。

(平成26年6月30日改訂附則)

この改訂後の規程は、平成26年9月1日より引受けたものより施行する。

(平成27年6月1日改訂附則)

この改訂後の規程は、平成27年6月1日より引受けたものより施行する。

(平成28年4月1日改訂附則)

この改訂後の規程は、平成28年4月1日より引受けたものより施行する。

(平成29年4月1日改訂附則)

この改訂後の規程は、平成29年4月1日より引受けたものより施行する。

(平成29年5月1日改訂附則)

この改訂後の規程は、平成29年5月1日より引受けたものより施行する。

平成17年9月11日制定

平成18年3月31日改定

平成18年9月1日改定

平成19年10月20日改定

平成20年1月31日改定

平成20年6月20日改定

平成20年9月1日改定

平成21年4月1日改定

平成22年6月1日改定

平成22年8月1日改定

平成25年9月1日改定

平成26年9月1日改定

平成27年6月1日改定

平成28年4月1日改定

平成29年4月1日改定

平成29年5月1日改定

別表第1 建築物に関する確認申請手数料(第2条関係)

床面積の合計	手数料の額(単位:円)			
	建築物の用途			
	第Ⅰ類	第Ⅱ類	第Ⅲ類	第Ⅳ類
30㎡以内のもの	12,000円	14,000円	26,000円	35,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	18,000円	28,000円	36,000円	45,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	26,000円	33,000円	46,000円	55,000円
200㎡を超え、300㎡以内のもの	38,000円	44,000円	56,000円	65,000円
300㎡を超え、500㎡以内のもの	48,000円	53,000円	66,000円	75,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	/		120,000円	130,000円
1,000㎡を超え、1,500㎡以内のもの			180,000円	190,000円
1,500㎡を超え、2,000㎡以内のもの			200,000円	210,000円
2,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの			260,000円	290,000円
3,000㎡を超え、4,000㎡以内のもの			320,000円	350,000円
4,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの			360,000円	390,000円
5,000㎡を超え、6,000㎡以内のもの			400,000円	430,000円
6,000㎡を超え、7,000㎡以内のもの			420,000円	450,000円
7,000㎡を超え、8,000㎡以内のもの			440,000円	470,000円
8,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの			460,000円	490,000円
10,000㎡を超え、15,000㎡以内のもの			560,000円	590,000円
15,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの			600,000円	630,000円
20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの			620,000円	650,000円
30,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの			720,000円	750,000円
50,000㎡を超え、70,000㎡以内のもの			880,000円	950,000円
70,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの			1,000,000円	1,100,000円
100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの	1,400,000円	1,700,000円		
200,000㎡を超えるもの	1,800,000円	2,100,000円		

第Ⅰ類: 一戸建ての住宅(4号、型式認証、住宅以外の用途が50㎡以下の兼用住宅又は併用住宅を含む)

第Ⅱ類: 一戸建ての住宅(500㎡以下)

第Ⅲ類: 第Ⅰ類、第Ⅱ類以外の住宅等、事務所等

第Ⅳ類: 第Ⅰ類、第Ⅱ類、第Ⅲ類以外の用途

別表第2 建築物に関する確認申請加算手数料

(1) 構造計算(限界耐力計算を除く)の審査を要する加算手数料

設計方法等並びに対象となる床面積	手数料の額(単位:円)
仕様規定又は30㎡以内のもの	12,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	28,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	33,000円
200㎡を超え、300㎡以内のもの	38,000円
300㎡を超え、500㎡以内のもの(④)	43,000円
第Ⅲ類又は第Ⅳ類で一貫計算プログラムによらないもの	30,000円
第Ⅱ類で構造適合性判定を必要とする建築物	20,000円
第Ⅲ類又は第Ⅳ類で構造適合性判定を必要とする建築物	20,000円
構造適合性判定を必要とする建築物で500㎡以内のもの	50,000円
構造適合性判定を必要とする建築物でルート2審査を弊社が行うもの	125,000円

(2) 構造計算上の別棟の審査を要する加算手数料

設計方法等並びに対象となる床面積	手数料の額(単位:円)
構造計算上の別棟の審査を要するもの	基本手数料×0.2×(n-1)

【基本手数料:別表第1及び別表第2(1)の合計額(以下、同じ)】

【n:構造計算上の別棟となる総棟数】

(3) 限界耐力計算(免震)等の審査を要する加算手数料

設計方法等並びに対象となる床面積	手数料の額(単位:円)
限界耐力計算(免震)等の審査を要するもの	基本手数料×0.2

(4) 天空率の審査を要する加算手数料

設計方法等並びに対象となる床面積	手数料の額(単位:円)
500㎡以内のもの	10,000円(区分毎)

(5) 性能規定等の審査を要する加算手数料(避難安全検証法、耐火安全検証法等、特定天井を有するもの)

設計方法等並びに対象となる床面積	手数料の額(単位:円)
2,000㎡以内のもの	40,000円
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	60,000円
5,000㎡を超えるもの	基本手数料×0.3
落下防止措置を講じる場合	基本手数料×0.3



(6) バリアフリー法、バリアフリー条例、浄化槽の審査を要する加算手数料

設計方法等並びに対象となる床面積	手数料の額(単位:円)
500㎡以内のもの	5,000円

(7) ホームエレベータ併願の審査を要する加算手数料

設計方法等並びに対象となる床面積	手数料の額(単位:円)
第I類(特例4号)建築物	5,000円
上記以外の建築物	10,000円

(8) あらかじめ検討に関する加算手数料

設計方法等並びに対象となる床面積	手数料の額(単位:円)
外形が変わらない軽易な変更	基本手数料×0.2
構造計算に係るあらかじめの代替的設計	基本手数料×0.5

(9) 用途変更に関する加算手数料

設計方法等並びに対象となる床面積	手数料の額(単位:円)
既存不適格であることの審査を要するもの	30,000円
用途変更部分が存する階に応じて加算する額	用途変更部分の床面積に応じた 別表第1の手数料×0.1×N

【N:建築物全体の避難階(1とする)から順に数えたときの用途変更部分が存する階の数】

別表第3 建築物に関する中間検査申請手数料(第5条関係)

床面積の合計	手数料の額(単位:円)			
	建築物の用途			
	第Ⅰ類	第Ⅱ類	第Ⅲ類	第Ⅳ類
30㎡以内のもの	16,000円	26,000円	28,000円	36,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	28,000円	46,000円	49,000円	56,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	36,000円	56,000円	59,000円	66,000円
200㎡を超え、300㎡以内のもの	46,000円	66,000円	69,000円	76,000円
300㎡を超え、500㎡以内のもの	50,000円	78,000円	89,000円	96,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	/		120,000円	130,000円
1,000㎡を超え、1,500㎡以内のもの			140,000円	150,000円
1,500㎡を超え、2,000㎡以内のもの			160,000円	170,000円
2,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの			180,000円	190,000円
3,000㎡を超え、4,000㎡以内のもの			200,000円	210,000円
4,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの			220,000円	230,000円
5,000㎡を超え、6,000㎡以内のもの			240,000円	270,000円
6,000㎡を超え、7,000㎡以内のもの			260,000円	290,000円
7,000㎡を超え、8,000㎡以内のもの			280,000円	310,000円
8,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの			300,000円	330,000円
10,000㎡を超え、15,000㎡以内のもの			400,000円	430,000円
15,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの			420,000円	470,000円
20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの			480,000円	510,000円
30,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの			520,000円	570,000円
50,000㎡を超え、70,000㎡以内のもの			600,000円	650,000円
70,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの			680,000円	770,000円
100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの	860,000円	1,050,000円		
200,000㎡を超えるもの	1,200,000円	1,300,000円		

第Ⅰ類: 一戸建ての住宅(4号、型式認証、住宅以外の用途が50㎡以下の兼用住宅又は併用住宅を含む)

第Ⅱ類: 一戸建ての住宅(500㎡以下)

第Ⅲ類: 第Ⅰ類、第Ⅱ類以外の住宅等、事務所等

第Ⅳ類: 第Ⅰ類、第Ⅱ類、第Ⅲ類以外の用途

別表第4 建築物に関する完了検査申請手数料(第8条関係)

床面積の合計	手数料の額(単位:円)			
	建築物の用途			
	第Ⅰ類	第Ⅱ類	第Ⅲ類	第Ⅳ類
30㎡以内のもの	16,000円	26,000円	28,000円	36,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	28,000円	48,000円	49,000円	56,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	36,000円	58,000円	59,000円	66,000円
200㎡を超え、300㎡以内のもの	46,000円	68,000円	69,000円	76,000円
300㎡を超え、500㎡以内のもの	50,000円	78,000円	89,000円	96,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	/		150,000円	160,000円
1,000㎡を超え、1,500㎡以内のもの			190,000円	200,000円
1,500㎡を超え、2,000㎡以内のもの			210,000円	220,000円
2,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの			250,000円	260,000円
3,000㎡を超え、4,000㎡以内のもの			270,000円	300,000円
4,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの			290,000円	320,000円
5,000㎡を超え、6,000㎡以内のもの			310,000円	340,000円
6,000㎡を超え、7,000㎡以内のもの			330,000円	360,000円
7,000㎡を超え、8,000㎡以内のもの			350,000円	380,000円
8,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの			390,000円	420,000円
10,000㎡を超え、15,000㎡以内のもの			470,000円	500,000円
15,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの			530,000円	560,000円
20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの			590,000円	620,000円
30,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの			630,000円	660,000円
50,000㎡を超え、70,000㎡以内のもの			690,000円	740,000円
70,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの			790,000円	820,000円
100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの	1,010,000円	1,110,000円		
200,000㎡を超えるもの	1,210,000円	1,310,000円		

第Ⅰ類: 一戸建ての住宅(4号、型式認証、住宅以外の用途が50㎡以下の兼用住宅又は併用住宅を含む)

第Ⅱ類: 一戸建ての住宅(500㎡以下)

第Ⅲ類: 第Ⅰ類、第Ⅱ類以外の住宅等、事務所等

第Ⅳ類: 第Ⅰ類、第Ⅱ類、第Ⅲ類以外の用途

別表第5 ホームエレベータ併願された建築物の完了検査申請加算手数料

建築物の種類別	加算手数料の額(単位:円)
第I類(特例4号)建築物	5,000円
上記以外の建築物	10,000円

別表第6 省エネ判定を行った建築物の完了検査申請加算手数料

床面積の合計	加算手数料の額(単位:円)
500㎡以内のもの	20,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	30,000円
1,000㎡を超え、1,500㎡以内のもの	38,000円
1,500㎡を超え、2,000㎡以内のもの	43,000円
2,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの	52,000円
3,000㎡を超え、4,000㎡以内のもの	60,000円
4,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	67,000円
5,000㎡を超え、6,000㎡以内のもの	73,000円
6,000㎡を超え、7,000㎡以内のもの	78,000円
7,000㎡を超え、8,000㎡以内のもの	82,000円
8,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	85,000円
10,000㎡を超え、15,000㎡以内のもの	98,000円
15,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	110,000円
20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの	122,000円
30,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	130,000円
50,000㎡を超え、70,000㎡以内のもの	146,000円
70,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	162,000円
100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの	220,000円
200,000㎡を超えるもの	260,000円

別表第7 建築設備に関する確認申請手数料、中間検査手数料、完了検査手数料(第3条、第6条、第9条関係)

## (1) 確認申請手数料

種別		手数料の額(単位:円) ( )はホームエレベーターが対象
昇降機 [エレベーター、エスカレーター] (ホームエレベーター)	昇降機を設置する場合 (以下の各項に該当する場合を除く。)	26,000円 (18,000円)
	計画の変更をして昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認済証又は中間検査合格証の交付をgood・eyes以外の者から受けている場合	29,000円 (18,000円)
	計画の変更をして昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認済証又は中間検査合格証の交付をgood・eyesから受けている場合	20,000円 (10,000円)
小荷物専用昇降機	小荷物専用昇降機を設置する場合 (以下の各項に該当する場合を除く。)	16,000円
	計画の変更をして昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認済証又は中間検査合格証の交付をgood・eyes以外の者から受けている場合	16,000円
	計画の変更をして昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認済証又は中間検査合格証の交付をgood・eyesから受けている場合	10,000円

## (2) 中間検査手数料

建築設備	設置数[一の申請に係る建築設備](単位:基)	手数料の額(単位:円/基) ( )はホームエレベーターが対象
昇降機 [エレベーター、エスカレーター] (ホームエレベーター)	10以上	16,000円 (8,000円)
	6以上9以下	18,000円 (10,000円)
	2以上5以下	22,000円 (14,000円)
	1	32,000円 (18,000円)
小荷物専用昇降機	6以上	14,000円
	2以上5以下	16,000円
	1	20,000円

## (3) 完了検査手数料

建築設備	設置数[一の申請に係る建築設備](単位:基)	手数料の額(単位:円/基) ( )はホームエレベーターが対象
昇降機 [エレベーター、エスカレーター] (ホームエレベーター)	10以上	20,000円 (10,000円)
	6以上9以下	25,000円 (12,000円)
	2以上5以下	30,000円 (16,000円)
	1	32,000円 (20,000円)
小荷物専用昇降機	6以上	16,000円
	2以上5以下	18,000円
	1	22,000円

別表第8 工作物に関する確認申請手数料、中間検査手数料、完了検査手数料(第4条、第7条、第10条関係)

(1) 確認申請手数料

		種別	手数料の額(単位:円)	
令138条第1項 (指定工作物等)	1号(煙突等)、 2号(柱等)、4号(サイロ等)、 5号(擁壁等)	高さが4m以内のもの	指定工作物等を築造する場合	38,000円
			計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認済証又は中間検査合格証の交付をgood・eyes以外の者から受けている場合	38,000円
			計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認済証又は中間検査合格証の交付をgood・eyesから受けている場合	22,000円
		高さが4mを超え、 10m以内のもの	指定工作物等を築造する場合	48,000円
			計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認済証又は中間検査合格証の交付をgood・eyes以外の者から受けている場合	48,000円
			計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認済証又は中間検査合格証の交付をgood・eyes以外の者から受けている場合	38,000円
		高さが10mを超えるもの又は 長さが20mを超えるもの	指定工作物等を築造する場合	68,000円
			計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認済証又は中間検査合格証の交付をgood・eyes以外の者から受けている場合	68,000円
			計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認済証又は中間検査合格証の交付をgood・eyesから受けている場合	48,000円
	3号(広告塔等)	高さが4mを超え、 15m以内のもの	指定工作物等を築造する場合	34,000円
			計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認済証又は中間検査合格証の交付をgood・eyes以外の者から受けている場合	34,000円
			計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認済証又は中間検査合格証の交付をgood・eyesから受けている場合	20,000円
		高さが15mを超えるもの	指定工作物等を築造する場合	58,000円
			計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認済証又は中間検査合格証の交付をgood・eyes以外の者から受けている場合	58,000円
			計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認済証又は中間検査合格証の交付をgood・eyesから受けている場合	38,000円

令138条第2項 (遊戯施設等)	1号(乗用エレベーター 又はエスカレーターで 観光のためのもの)	遊戯施設等を築造する場合 (一般交通の用に供するものを除く。)	50,000円	
		計画の変更をして工作物を築造する場合 で、当該計画の変更に係る直前の確認済 証又は中間検査合格証の交付をgood・ eyes以外の者から受けている場合	50,000円	
		計画の変更をして工作物を築造する場合 で、当該計画の変更に係る直前の確認済 証又は中間検査合格証の交付をgood・ eyesから受けている場合	40,000円	
	2号(高架遊戯施設)、3号(回転遊戯施設)	投影面積が10㎡以下のもの 又は高さが4m以下のもの	遊戯施設等を築造する場合	50,000円
			計画の変更をして工作物を築造する場合 で、当該計画の変更に係る直前の確認済 証又は中間検査合格証の交付をgood・ eyes以外の者から受けている場合	50,000円
			計画の変更をして工作物を築造する場合 で、当該計画の変更に係る直前の確認済 証又は中間検査合格証の交付をgood・ eyesから受けている場合	40,000円
		投影面積が10㎡を超えるもの 又は高さが4mを超えるもの	遊戯施設等を築造する場合	別途見積
			計画の変更をして工作物を築造する場合 で、当該計画の変更に係る直前の確認済 証又は中間検査合格証の交付をgood・ eyes以外の者から受けている場合	別途見積
			計画の変更をして工作物を築造する場合 で、当該計画の変更に係る直前の確認済 証又は中間検査合格証の交付をgood・ eyesから受けている場合	別途見積

## (2) 中間検査手数料

工作物		手数料の額(単位:円)	
令138条第1項 (指定工作物等)	1号(煙突等)、 2号(柱等)、 4号(サイロ等)、 5号(擁壁等)	高さが4m以下の指定工作物等を築造する場合	32,000円
		高さが4mを超え、10m以下の指定工作物等を築造する場合	32,000円
		高さが10mを超える、又は長さが20mを超える指定工作物等を築造する場合	32,000円
	3号(広告塔等)	高さが4mを超え、15m以下の指定工作物等を築造する場合	28,000円
		高さが15mを超える指定工作物等を築造する場合	42,000円
令138条第2項 (遊戯施設等)	1号による工作物(乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。))を築造する場合		40,000円
	2号(高架遊戯施設)、 3号(回転遊戯施設)	投影面積が10㎡以下、又は高さが4m以下の遊戯施設等を築造する場合	50,000円
		投影面積が10㎡を超える、又は高さが4mを超える遊戯施設等を築造する場合	別途見積

## (3) 完了検査手数料

工作物		手数料の額(単位:円)	
令138条第1項 (指定工作物等)	1号(煙突等)、 2号(柱等)、 4号(サイロ等)、 5号(擁壁等)	高さが4m以下の指定工作物等を築造する場合	38,000円
		高さが4mを超え、10m以下の指定工作物等を築造する場合	48,000円
		高さが10mを超える、又は長さが20mを超える指定工作物等を築造する場合	68,000円
	3号(広告塔等)	高さが4mを超え、15m以下の指定工作物等を築造する場合	36,000円
		高さが15mを超える指定工作物等を築造する場合	58,000円
令138条第2項 (遊戯施設等)	1号による遊戯施設等(乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。))を築造する場合		50,000円
	2号(高架遊戯施設)、 3号(回転遊戯施設)	投影面積が10㎡以下、又は高さが4m以下の遊戯施設等を築造する場合	別途見積
		投影面積が10㎡を超える、又は高さが4mを超える遊戯施設等を築造する場合	別途見積



別表第9 各種届出等の受付処理に関する手数料

(1) 各種届出

種別	手数料の額(単位:円)
工事取り止め届	2,000円

(2) 軽微な変更説明書

内容		手数料の額(単位:円)
適合が明らかで慎重な審査を要するもの		対象面積の1/4
地盤施工計画報告書		4,000円
省エネ判定を受けた建築物の軽微変更(省エネ性能が向上、又は一定範囲内の省エネ性能が低下)		
建築物の用途が工場、倉庫等		30,000円
建築物の用途が 工場、倉庫等以外、 及び複合建築物	10,000 m <sup>2</sup> 未満	60,000円
	10,000 m <sup>2</sup> 以上	90,000円